

宇和島市教育委員会会議録

令和6年3月定例会

令和6年3月22日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和6年3月定例会 会議録

1. 開会日時 令和6年3月22日（金） 午後3時30分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、浅井 敬司、
田村 裕子、中島 玲子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、
こども家庭課長 千葉 大悟
教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史、
同課総務係主任 児玉 泰宗
6. 付議事件
報告第4号 専決処分した事案の承認について
(令和5年度教育費3月補正予算の要求について)
報告第5号 専決処分した事案の承認について
(令和6年度教育費当初予算の要求について)
議案第11号 宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
議案第12号 宇和島市学校災害補償規則の一部を改正する規則
議案第13号 宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則
議案第14号 宇和島市こども支援教室設置条例の施行期日を定める規則
議案第15号 宇和島市学校給食費に関する条例施行規則
議案第16号 宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
議案第17号 宇和島市教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令
議案第18号 宇和島市学校教育事業講師等の謝礼金等に関する規程
議案第19号 宇和島市通級指導実施要綱
議案第20号 宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
議案第21号 宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

- 議案第 22 号 宇和島市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 23 号 宇和島市青少年活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 24 号 宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 25 号 宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金審査会要綱を廃止する要綱
- 議案第 26 号 宇和島市立公民館長の任命について
- 議案第 27 号 宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第 28 号 宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について

7. 説明及び報告事項

- (1) 伊達博物館改築事業の進捗状況について

8. 会議概要

- (1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

- (2) 開会宣言・教育長報告（午後 3 時 30 分）

◎教育長

それでは、ただいまから 3 月定例教育委員会会議を開会いたします。

今年度最後の定例会議になります。

本日は付議事件の数が非常に多いので、1 点だけ今このような動きがありますということを紹介して、挨拶と教育長報告に代えたいと思います。

コロナ禍前にジョブチャレンジアンダー15 というものを職場体験学習のスタートとして、平成 30 年と令和元年に南予文化会館で行ったのですが、その後、コロナ禍によって開けない状況が続きました。

今年は 4 年ぶりに開催することになりました。

まず、タイトルをジョブチャレンジからライフキャリアチャレンジに変えています。理由は、職業そのものを知ることより、どのような生き方をしたいのかという点に、重きを置こうとしたためです。

そして、4 年前までにやっていたことからの変更点は、まず参加者として、宇和島南中等教育学校の前期生にも声をかけています。また、平日なので、どこまで集められるか不透明ではありますが、事業者の方々にも、来ていただこうとしています。それから、高等学校の校長先生にも声をかけて、「中学校では、このようなこと

やっています」ということを認識いただければと考えています。そして、学校運営協議会の委員の方々、そして地域学校協働活動推進員の方にも入っていただく予定です。その他、NPOを含めて、地元の子供たちとの関わりを持ってくださっている人にも広く声をかけようという考え方で進めています。

もう1つの特徴としては、市立中学校6校の生徒会で実行委員会を組織し、中学生が自分たちで企画・立案して中身を組み立てていくという方法を執ろうとしています。資料では、第1回の実行委員会を3月18日にオンラインで行うと記載されています。これは、城東中学校のホームページですが、3月18日に「来年度、本校では3年生がライフキャリアチャレンジアンダー15に参加します。この事業は市内の全中学校が参加し、生きることや働くことの意味を考え、変化する社会の中で希望を持って、自立的に自分の未来を切り開いて、生きていく力を育てることを目的としています」と書かれています。城南中学校においてもホームページに掲載されています。三間中学校、津島中学校においても、「このようなことを行っています」と掲載されています。

そしてもう1つ、特徴としてお伝えしておきたいことは、従来、中学校の先生たちにこの事業の取り回しの役を担っていただいていたのですが、今回は地域学校協働本部が生涯学習課の事業として実施し、企画・運営を行います。

先ほども申しましたが、中学生の実行委員会で協議するところが特徴となっています。つまり、中学生自らが企画・立案し、大人が伴走していく形をとります。地域の担い手や、さらに広げて、NPOや高校といった、これまであまり関わりのなかった方にも参加いただきながら、取り組んでいこうと考えています。

そして、現在、構想中なのですが、1月30日に開催した総合教育会議の後半で、幼保・小・中・高・大、そして、地元の事業者やNPOといった人たちが縦に横に繋がっていくようなことができると申し上げました。

今、構想を練っていく上でのたたき台を高校の先生にお示ししているところです。もう少し固まれば、教育委員の皆さんにもご案内したいと思います。

ライフキャリアチャレンジアンダー15と今夏に予定しているコミュニティスクール推進フォーラムについて、現状と今後の展望をご紹介して、冒頭の挨拶に代えさせていただきますと思います。

それでは、議事に入って参ります。

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、議案第26号から28号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ですので、議案第 26 号から 28 号については非公開で審議します。

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

報告第 4 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

5 ページをご覧ください。報告第 4 号として専決処分した事件の承認についてです。内容は、令和 5 年度教育費 3 月補正予算の要求について、専決第 4 号として、専決処分しましたので、報告するものです。

6 ページ、まず、教育総務課所管分です。使用料及び手数料から諸収入まで、歳入全ては、令和 5 年度の決算見込み額に対して、当初予算と過不足分を調整をしたものを計上し、歳入全体で 42,448 千円の減となっています。

7 ページをご覧ください。歳出については、上段の奨学金返済支援事業について、12 月補正でも計上していましたが、12 月補正の要求した時点から、更に新規申請者がありましたので、再度 2,000 千円を補正するものです。これにより、累計 12,000 千円となり、約 100 名分の対応ができる予算規模となっています。

人材育成基金事業、小学校管理事業、教育扶助事業、ICT 環境管理事業の減額は、入札減や年間事業費が固まりましたので、不用額を減額するものです。

8 ページをご覧ください。小学校保健扶助事業も同様に、年間見込み額の確定により、減額を行うものです。以下中学校についても同様です。

9 ページをご覧ください。最後に寄宿舎費も同様に、不用額を減額し、合計で 73,712 千円を減額するものです。

○学校教育課長

9 ページをご覧ください。学校教育課分について、説明します。

事務局費は、会計年度任用職員に係る人件費の不用額を減額するもの。続いて 10 ページをご覧ください。教育指導費は、バス配車委託料を輸送方法の変更により減額したもの、学校保健費は、教職員の検診委託料を減額するものです。

○生涯学習課長

続いて 11 ページ生涯学習課分について説明します。

歳出予算について、まず児童福祉費の補正額 4,004 千円と 148 千円に関しては、児童福祉総務費の中で過年度の国庫支出金を精算し、還付するものです。

その他、社会教育総務事業以降は、不用額の減額となっています。

○文化・スポーツ課長

13 ページをご覧ください。伊達博物館も含めて私から説明します。文化スポーツ課分は、事業費が固まりましたので、補正予算を計上するものです。

歳入については、使用料などの見込みに応じた変更、寄付金については、書道家平田琴風氏が主催するの琴風会の展示会時のイベント収入から文化振興のために使ってほしいということでもいただいたものです。市町振興イベント助成金については、文化祭のフィナーレイベント、大石昌良氏のコンサートへの助成金です。

歳出は各事業費、工事費の見込みにより、不用額を減額するものです。

○人権啓発課長

人権啓発課です。人権啓発費について、人権教育・啓発事業に関しては、不用額の減額、地方改善事業に関しては、先月の定例会においても説明しましたが、住宅新築資金等貸付事業特別会計を、廃止することに伴い、繰出金として177,401千円を計上しました。

補正額の合計として、175,841千円を、増額するものです。

○学校給食センター所長

15ページをご覧ください。学校給食センター分について、説明します。

歳入については、令和5年度の決算見込により、県立中学校給食業務委託金及び施設整備に係る地方債を減額するものです。

歳出については、施設整備や備品購入に関する入札減のほか、事業実績見込により、不用額を減額するものです。

○こども家庭課長

続いてこども家庭課分を説明します。16ページをご覧ください。

幼稚園費に関して、光熱水費から備品購入費まで不用額を減額しており、合計で689千円の減額となっています。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは報告第4号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

ー挙手ー

◎教育長

挙手全員で報告第4号は報告どおり承認します。

続いて、報告第5号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

17ページをご覧ください。報告第5号として専決処分した事件の承認についてです。

内容は、令和6年度教育費当初予算の要求について、専決第5号として、専決処分しましたので、報告するものです。

18ページをご覧ください。令和6年度教育費当初予算の概要を説明します。

左側、円グラフの上の方は、令和6年度当初予算の一般会計全体のうち教育費が占める割合を示しています。

来年の教育費は、4,139,195千円となっており、これは当初予算46,769,000千円のうち、8.85%を占めているという状況となっています。昨年度が8.82%ですので、ほぼ変わらない状況かと思えます。

下段の円グラフは、教育費4,139,195千円の費目別の割合を示したものとなっています。明細は、右側の表をご覧くださいと思います。

全体で約41億4千万円のうち、1の教育総務費から8の人権啓発費まで、項別予算でまとめたもので、各所管課の予算計上額の概算であり、社会教育費約11.3億円、学校給食費が約7.8億円、教育総務費約7.7億円の順となっています。

なお、先月の定例会で報告しました、住宅新築資金等貸付事業特別会計については、令和5年度末で会計廃止となる予定ですので、削除しています。

19ページをご覧ください。こちらは、今ほどの項別予算の前年度比較となっています。下段の合計欄をご覧ください。予算全体では、令和6年度41億3919万5千円、令和5年度40億9,423万1千円となっており、前年と比べまして44,964千円の増額、1.1%の増となっており、ほぼ前年同様の予算規模となっています。

まず、項別に減少が大きいものは、前年度比較の列の、3中学校費は2億392万2千円の減となっていますが、昨年、吉田中学校改築事業の設計委託料、1億9千万円の臨時的経費が影響しています。

また、5、社会教育費は、昨年、住吉公民館改築事業3億1485万円を計上してしましたので、その減が影響しています。

次に増額の主なものとして、7番目、学校給食費は2億331万9千円の増で、公会計方式へ移行するにあたり、従来学校給食会へ執行していました、学校給食地産地消推進事業補助金など3つの補助金の合計119,600千円を減額し、減額した補助金相当額を含む学校給食食材購入費（賄材料費）301,659千円を新規に計上したことが影響しています。また、一番上、教育総務費1億8689万3千円の増は、指導者の教科書などの図書費87,271千円、ICT支援員の配置11,821千円や、AIドリルの更新27,852千円などの影響により、増加しています。

以上が令和6年度当初予算の概要説明です。

続いて、個別の説明をします。

令和6年度の各課の主な事業について、教育総務課から説明します。番号1をご覧ください。吉田地区小学校統合関連事業71,925千円で、こちらは吉田地区5小学校の閉校式典や記念碑、記念動画など、閉校に関する経費と、8月頃に完成予定の新小学校に必要な、管理用備品やスクールバス4台の準備経費を計上しています。

番号2は、トイレ改修事業75,000千円で、トイレ改修は令和3年度から実施し、来年度は鶴島小学校のトイレ改修を行う予算としています。

○学校教育課長

資料19-2ページをご覧ください。学校教育課分にかかる、主な事業について説明します。

まず、指導力向上研修についてです。本市においては、基礎学力の定着と向上が課題となっています。また、児童生徒が安心して学校生活を送れるために、教職員の児童理解力や傾聴力が重要です。そこで、市独自の教職員研修を予算化しました。1つ目が視察研修、2つ目が指導力向上研修、3つ目がコーチング研修。主に若手教職員、それから中堅教職員を対象として研修を行う予定です。

次に、4番、業務改善コンサルタント委託事業について説明します。本市においては、教職員の勤務時間超過が課題となっており、業務改善検討委員会等での検討も踏まえながら業務改善を推進しているところです。そこで、モデル校1校、コンサルタントによる業務改善の手法を取り入れた実証事業を行う予定です。詳細な内容は資料に記載しているとおりです。

○生涯学習課長

続いて、生涯学習課分、5番から説明します。

地域学校協働活動推進事業、こちらは地域住民や企業等との協働により、学習支援活動や体験活動に取り組み、学校と地域が相互に学校を核とした地域づくりを進めていくもので、令和2年度から市内すべての小中学校に協働活動推進員各1名を配置しており、事業の展開、定着を図っています。

来年度の具体的な取り組みとしては、中学校3年生を対象とした、ライフキャリアチャレンジというフォーラム形式のイベントを、5月14日に南予文化会館で開催します。

また8月10日に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動のさらなる推進の契機となるフォーラムを南予文化会館で開催する予定です。

これらイベントを含む事業全体の予算額として9,341千円を想定しています。

次のページをお願いします。続いて6番、青少年市民協働センター事業（ホリバタ事業）ですが、この事業は、ふるさと宇和島を未来につなげるため、宇和島に残ろう、戻ろう、関わろうとする若い世代を育むために、第3の居場所としての場づくりと、活動意欲の向上や、多様な進路を生み出せるきっかけづくりとして、イベントの開催等を実施しています。

今年度、実施した主要な事業としては、うわじま∞あいだいプロジェクトや、ライフキャリアデザイントークというイベントを開催しています。来年度予算は合計8,752千円計上しています。

次に、公民館整備事業については、市内の公民館施設は、今後、短いスパンで老朽化による更新を控える館が数多くあり、効率的な財政運営の観点からも、計画的

に維持管理を進めていかなければならない状況にあります。

来年度は住吉公民館、こちらは現在小学校敷地内への移転改築工事中であり、来年度9月に供用開始予定です。また、喜佐方公民館については、令和7年度に廃校後の喜佐方小学校校舎への移転工事に向けた準備を進めており、現在改修設計に取り組んでいます。なお、予算としては、それぞれの事業費が、令和5年度事業の繰越予算や、債務負担行為ですので、令和6年度予算の金額欄には記載していません。

○文化・スポーツ課長

8番から3つの事業をご紹介します。

まず、城山ライトアップ照明改修工事です。水銀灯の照明をLEDに改修するもので、毎年行っている、オレンジ、ピンク、ブルーなどの各種ライトアップ事業などに対応しようとするものです。この財源として、ガバメントクラウドファンディングという手法を使い、ふるさと納税の制度を活用し寄付を募ることを計画しています。返礼品は、1万円につき3千円相当の限定の城主証等を考えているところです。

二つ目は、文化芸術の分野で中高生のアーティストの育成をお手伝いしようとするもので、ご縁のある桐朋学園の「アウトリーチ事業」を活用しようと考えています。トップアスリート育成事業に対して、文化芸術での活躍を目指そうとするきっかけになればと思っています。委託事業として、桐朋学園卒業のアーティストに来ていただき、レッスンをしてもらい、最後に発表会までを考えています。可能であれば、中高生のご自宅にホームステイしてもらい、現役の演奏者から音楽の話をする機会が創れたらと考えています。

三つ目は重伝建に選定されました、岩松地区の町並保存事業です。令和6年度の修理・修景事業は、国費の申請が出来ていけませんので、小規模の予算内での執行となります。令和7年度からの国補助事業に向けての準備も同時に行うほか、ガイドラインの作成、案内板の取り付け、選定記念シンポジウム、小西本家の整備のための設計委託などを行う予定です。

○人権啓発課長

11番をご覧ください。市人権条例に基づき、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すため、「宇和島市人権施策基本計画」を令和6年度末に策定予定としており、策定支援委託料として410万円を計上しています。

令和6年度も引き続き、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される宇和島市の実現に取り組んでいきます。

○伊達博物館長

番号12は、開館50周年記念特別展事業9,449千円で、開館以来、初めて、宇和島城をテーマとした企画展示を行い、記念グッズの販売や記念講演などのほか、宇和島城との連携などにより、伊達文化エリアの魅力向上に力を入れていきます。

番号13は、新伊達博物館管理事業1,898千円で、博物館本館に先行して、令和7

年春供用開始予定となっている附属棟に設置するテーブルやいすなどの整備に要する費用のほか、施設の維持管理費などを計上したものです。

○学校給食センター所長

番号 14 をご覧ください。学校給食費公会計移行事業については、学校給食費を市の予算に計上し、徴収・管理する公会計方式に移行するものです。これまで学校給食会や自校式調理実施校で執行していた食材購入費 301,659 千円を、賄材料費として、市の予算に計上しています。また、現在の学校給食地産地消推進事業補助金 (31,600 千円)、学校給食食材高騰対策事業補助金 (18,000 千円) については、公費による負担を継続するものとし、補助金相当額を食材購入費の中に含めて、予算計上しています。

なお、歳入予算については、保護者が負担する学校給食費 162,809 千円を計上しています。本来保護者の皆様に負担していただく給食費の金額から、現在の学校給食費負担軽減事業・100 円補助金相当額を差し引いた予算となっています。

◎教育長

来年度の予算項目のうち主なものを、各課から説明しました。この内容についてご質問等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

◎木下委員

19 ページ 2、番号 1、吉田小学校整備事業の閉校式典について、記念品や記念誌に関しては、児童数分だけでしょうか。どれぐらいの数を見込んでの予算かを教えてくださいいただけますか。

○教育総務課長

記念品や記念誌に関しましては、各地区の全世帯への配布を予定しています。

◎木下委員

児童がいない世帯にも配布するのでしょうか。

○教育総務課 課長補佐

記念誌に関しましては、全世帯への配布を予定していますが、記念品については、やはり児童に対して配布するものとの差はあると考えています。

◎木下委員

地域の方としても、自分の母校がなくなる寂しさもありますので、全戸に配布していただくというのはとてもありがたいです。

◎教育長

他ごございますか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは報告第 5 号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 5 号は報告どおり承認します。

続いて、議案第 11 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

20 ページをご覧ください。議案第 11 号、宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則です。令和 6 年 4 月 1 日に実施される組織改正に伴い、教育委員会事務局の組織及び分掌事務を一部変更しようとするものです。21 ページをご覧ください。現在の文化・スポーツ課の博物館係が、来年度、伊達博物館の博物館係と課へ変更となる改正が行われますので、第 1 条組織、第 5 条所掌事務、関係条文の文言を削除、追記をするものです。22 ページをご覧ください。第 6 条、所掌事務が追加されますので、以降の条ずれが発生するものです。

23 ページをご覧ください。改正後の第 8 条、学校給食センター分は、公会計化により、給食管理係の「(6) 学校給食費等の徴収に関すること。」が追加され、以降の番号ずれが発生しています。以上 2 点の変更に伴い、規則を改正しようとするものです。

◎教育長

議案第 11 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 11 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 11 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 12 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

24 ページをご覧ください。議案第 12 号、宇和島市学校災害補償規則の一部を改正する規則です。学校管理下での災害補償における死亡給付金の給付額について、市主催の活動及び行事等を対象とする「宇和島市市民総合災害補償規則（平成 26 年規則第 24 号）」との均衡を図るため、規則の一部を改正しようとするものです。25 ページをご覧ください。現在、学校管理下での災害補償における死亡給付金の給付額は、宇和島市学校災害補償規則により、死亡給付金が 100 万円となっていますが、令和 6 年 4 月 1 日から、200 万円としようとするものです。

◎教育長

議案第 12 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 12 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 12 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 13 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 26 ページをご覧ください。議案第 13 号、宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明します。

資料 27 ページをご覧ください。令和 6 年 4 月 1 付け施行予定の「愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則」において、学校に置くことができる教職員について「指導教諭」及び「事務主幹」を追加すること等により、所要の改正を行うものです。

第 32 条をご覧ください。指導教諭の職務は、児童又は生徒の教育をつかさどることに加え、教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を担います。

28 ページ、第 36 条をご覧ください。事務主幹の職務は、事務の補佐及びその学校の事務の管理に加え、事務職員の指導及び育成を行います。

この他に、31 ページの改正前の幼稚園の休業日の規定をご覧ください。学校の休業日とは別に定めていましたが、現状としては学校と同様であることから、同条を削除した上で、準用規定に追加しました。

◎教育長

指導教諭という職種が追加された背景について説明してもらえますか。

○学校教育課長

60 歳で役職定年となりますが、定年延長に伴い、60 歳で定年した管理職（校長、教頭）は指導教諭となりますが、それを希望されない方は、希望降任として教諭となることも可能です。

同様に事務職員についても、事務長（事務係長）については、役職定年をした後に、事務主幹となります。

◎教育長

他にご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 13 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 13 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 14 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 14 号、宇和島市こども支援教室設置条例の施行期日を定める規則について説明します。

資料 34 ページをご覧ください。宇和島市こども支援教室「わかたけ」が、令和 6 年 5 月 1 日に供用開始となりますので、本規則の施行日を「令和 6 年 5 月 1 日」と決めました。

◎教育長

議案第 14 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 14 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 14 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 15 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第 15 号、宇和島市学校給食に関する条例施行規則について、ご説明します。

学校給食費の公会計方式への移行については、これまでに取組の概要について、ご説明しているところですが、この度、令和 5 年 12 月に制定されました、学校給食費に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものです。

資料 42 ページの規則の概要をご覧ください。規則の主な内容としては、学校給食費の額、学校給食費の納付期限や納付方法、学校給食費の減免などに関する事項を規定するものとしています。

まず、第 4 条、学校給食費の額については、40 ページの別表 1 のとおりです。現

在の調理場ごとの1人1食当たりの単価に変更はありません。

資料の42ページにお戻りください。

次に、第5条「学校給食費の納付」については、年10回払いとし、第1期から第9期までは定額とし、第10期に実際の年間給食実施回数により調整した額を、保護者の皆様から、納付いただくこととしています。

最後に、第9条「学校給食費の減免」については、これまでと同様に、食物アレルギーや病気、事故、災害等により学校給食の提供を受けることができない場合に、給食費を減額、免除することとしています。

◎教育長

議案第15号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第15号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第15号は原案どおり可決します。

続いて、議案第16号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

43ページをご覧ください。議案第16号、宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令です。令和6年4月1日に実施される組織改正に伴い、教育長の権限に属する事務の決裁について、その規定を一部変更しようとするものです。

先ほど承認いただいた、議案第11号、宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則による新組織と新しい所掌事務が追加されていますので、事務決裁規定、第5条の別表第2、各課の個別決裁事項に、4文化・スポーツ課に関する事項から5伊達博物館に関する事項として、博物館協議会の運営や博物館の管理運営及び利活用に関する項目が、新しく独立した形になり、以降の番号ずれが発生する変更となっています。

◎教育長

実質的な内容の変化はないということでしょうか。

○教育総務課長

特にはありません。伊達博物館が課に変更となることに伴い、庶務等は伊達博物館にて行うこととなります。

◎教育長

議案第16号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 16 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 16 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 17 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 17 号、宇和島市教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令についてご説明します。

資料 55 ページをご覧ください。第 2 条ですが、従来、ドローン教室等プログラミング教育に係る教員の研修等も職務の一環と位置付けていましたが、コミュニティ・スクールの機能強化に向けて、学校運営協議会に対する職務に限定しました。

第 4 条をご覧ください。講演料、指導又は助言料の見直しと、調査及び分析に関する職務に関する謝金について追加しました。

◎教育長

補足しますと、第 2 条の改正については、これまでの指導に加えて、成果に関しても調査、分析を行い、さらなる指導に反映させていくことを意図しています。コロナ禍が開け、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の実質化を進めるための、いわば、「職務の強化」という考え方です。

議案第 17 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 17 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 17 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 18 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 18 号、宇和島市学校教育事業講師等の謝礼金等に関する規程についてご説明します。

資料 60 ページをご覧ください。本規程は、第 1 条にあるように、学校教育の一環として児童生徒及び教職員を対象とする講演等の委員等に対する謝礼金等の支払い基準について定めるものです。62 ページをご覧ください。別表 1 に記載しているとおり、区分及び職種等により、1 時間当たりの支払限度額を設定しました。60 ページに戻ってください。第 5 条に明記していますが、旅費の規定についても明確化しました。

◎教育長

議案第 18 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎高山委員

謝礼金額が「1 時間あたりの支払限度額」となっていますが、基本的に上限額を支払うのでしょうか。

もし、限度額未満とするなら、学校教育課において交渉して決めるという運用なのでしょうか。

○学校教育課長

基本的には上限額を支払うことになりかと思いますが、場合によっては、限度額を下回る場合もあると考えています。まず、上限額を決めているものです。

◎教育長

限度額を下回る可能性があるということですか。

○学校教育課長

はい。場合によっては下回る可能性もあります。

◎教育長

高山委員の質問はそのような趣旨ですか。

◎高山委員

そうです。限度額だけ決まっていますが、運用は、どうなるのかということですか。

◎教育長

第 3 条 3 項の規定により、逆に限度額を上回るケースもあるという考え方ですか。

○学校教育課長

そのような場合もありますので、それも含めて第 3 条に明記しているところです。

◎教育長

他にご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 18 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 18 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 19 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 19 号、宇和島市通級指導実施要綱についてご説明します。資料 65 ページをご覧ください。本要綱は通級指導の取り扱いについて、必要事項を定めたものです。66 ページをご覧ください。第 3 条では、自校通級、他校通級、巡回指導の 3 つの形態について定めています。第 4 条では、通級指導の申し込み手順、67 ページ、第 7 条では終了の手続き方法について定めています。第 5 条では、特別の教育課程の編制について、第 6 条では、個別の指導計画の作成について定めています。

◎教育長

議案第 19 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 19 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 19 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 20 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

79 ページをご覧ください。議案第 20 号、宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。

令和 6 年 4 月 1 日から奨学金返済の補助制度として、新たに、若年出産世帯奨学金返還支援事業補助金が実施されますが、補助金の算定対象期間が重複するおそれもあるため、その解消と両補助金を有効に活用するため、要綱の一部を改正しようとするものです。

まず、第 4 条（補助金の受給要件）第 1 項（7）について、今回のように、国や県からの給付対象も可能とするため、削除をします。次に、第 5 条において、下線部の、国県の補助金を受ける場合、「その算定対象期間を、市の返済補助金の算定対象期間から除くものとする。」ことを定めており、重複しないよう設定したものです。

◎教育長

議案第 20 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 20 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 20 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 21 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 21 号、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明します。

資料 83 ページをご覧ください。第 5 条について、大会の出場登録に係る経費のみを対象としているところ、練習相手として教育委員会が必要と認めた者に係る経費についても、算定基礎に含めます。84 ページをご覧ください。別表第 2、宿泊費補助額の改定について説明します。全国大会出場時の宿泊費の補助上限額について、県下他市の現状や各中学校における活動資金の調達・執行状況等を参考にした上で、「13,000 円」から「10,000 円」に減額します。

◎教育長

議案第 21 号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 21 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 21 号は原案どおり可決します。

続いて、議案第 22 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 22 号、宇和島市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明します。資料 86 ページをご覧ください。中学生に対して、英語検定の受検機会を従来よりも拡大し、生徒の学習意欲及び英語力の向上を図ることを目的に、補助対象の検定級の見直しを行いました。具体的には、補助対象者をこれまででは 3 級以上としていましたが、4 級以上に見直すものです。

◎教育長

説明が終わりましたこの内容について、ご質問ご意見等ございませんか。

3級から4級まで広げた理由として、これまでの経緯等あれば、補足の説明をお願いします。

○学校教育課長

年々、生徒数が減少しているということもありますが、この事業補助事業に参加する生徒数が減少傾向にありましたので、補助対象を広げることで、より多くの生徒に英語検定にチャレンジしてもらえよう改正を行うものです。

また、英語力の向上を図っていきたいと考えていますので、補助対象を4級以上にしようとするものです。

◎教育長

ただ今、説明のあったような背景を踏まえた改正になっています。

特に質問がないようであれば、採決に移りたいと思います。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員で議案第22号は原案どおり可決します。

続いて、議案第23号について、事務局、説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第23号、宇和島市青少年活動補助金交付要綱の改正について、ご説明します。

この補助金は、今年度から立ち上げた補助制度で、市内の中高生世代の実施するまちづくり活動を対象に補助率10/10で10万円を上限としているものです。

提案理由は、従前補助対象者要件を「中高生世代の青少年」としていたものを「大学生世代」まで含める、拡充するものです。

次のページをお願いします。新旧対照表です。

まず第1条趣旨のところ、中高生世代を、中高「大学生」世代とし大学生を含む対象世代の拡充をするものです。これは、補助を受けたいという相談事例の中で、市内の中高生だけでなく、卒業して市外にいる大学生や、本市出身ではないけれど関わりができたような、大学生世代が中心となった方からの提案もありましたが、現状では対象とならないということがありました。従って対象世代を大学生世代まで拡大するものです。

左側「本市における」活動を「活性化させるため」から、右側改正後「本市の活性化につながる」活動を「支援する」とし対象活動の拡充をするものです。これは、今年度、市内だけではなく市外の高校生が連携して広域的な宇和島圏域の活性化を目指すような活動もありましたので、今後はこういった活動も含めて支援していくべき、支援していききたいというものです。

以降の第2条、第3条についても今ほど説明した、目的に基づいた関連条文の改正です。この要綱は、令和6年4月1日の施行としています。

◎教育長

このような改正をするに至った、具体的な事象について、説明いただけますか。

○生涯学習課長

まず、対象世代に関して、例えば、「あいだい∞プロジェクト」という、市内中高生と愛媛大学大学生が、様々な地域の課題に取り組む事業があります。今年度は、喜佐方地区の地域づくりに取り組んだのですが、そこで宇和島市と関わりができた、愛媛大学生などが中心になって、喜佐方地区のために、地域づくりをやりたいという提案もあったのですが、従来の制度では補助金の対象にはならないため、実現が難しかったということがありました。

次に、対象地域（区域）については、予土線圏域の宇和島市内と鬼北町、高知県の高校が連携して、その圏域の活性化を図るシンポジウムを、開催したのですが、今年度は三間高校で実施したため、現行の要綱上も補助対象となったのですが、これが例えば、市外の高校で実施した場合、現行の要綱では補助対象になりません。

しかし、活動としては市内の高校生を含むまちづくり活動であることには変わらないため、今後も、広い範囲で、宇和島市を含む圏域で活性化が図れるならば、対象としたい考え、改正したいしようとするものです。

◎教育長

これまでのホリバタ事業をきっかけとして、宇和島市の活性化に繋がるような活動の企画をしてくれる次世代の人については、広く支援していけるようにしたという考え方です。

議案第 23 号について、ご質問等があればお願いいたします。

◎木下委員

これは事業の採択にあたり、教育長、部長と教育委員からも 1 名出席している事業ですか。

○生涯学習課長

はい。ご質問の通り、審査会の審査員として、教育長、部長、私、学校教育課長、それから審査会ごとに教育委員から 1 名出席いただいています。

◎木下委員

当初、出席は教育委員からは私だけだったのですが、青少年がどのような取り組みをしているかということ、他の委員にも知ってもらいたいと考え、審査に参加いただいています。愛大生にも積極的に参加していただいております、また大学生と中学生・高校生が触れ合うことにより、学ぶことも多いと思いますし、「こんな若者（大学生）になってみたい」と感じることもあると思いますので、このように門戸を広げることは、子供たちにとっては、非常にいいことなのではないかと思えます。

◎教育長

先ほど、市内の中学生が 6 校合同でライフキャリアチャレンジにかかる実行委員会を組織するとご紹介したと思うのですが、6 中学校の生徒会が合同で企画し、予

土線の活性化にも取り組んでくれました。

そのような中学生が学校を超えて繋がり、地域の課題解決にチャレンジしているという動きを見た高校生たちも刺激され、今現在では、宇和島東高校、宇和島南中等教育学校、それから宇和島水産高校の高校生たちが時々ホリバタに集まり、何かできないかという議論をしています。その結果、第1弾として、3月10日だったと思うのですが、袋町商店街の方たちと連携して、高校生によるまちフェスを開催してます。今後そのような動きにも繋がっていくのではないかと、期待しています。

ご質問ご意見等ございましたら、お願いします。

◎中島委員

予土線に関する事業の審査会に参加していたのですが、このプロジェクトが、次に繋がっていくことを考えた際に、今回は市内での実施だったものが市外に広がる可能性もある中で、どう支援していくかという課題が上がりました。それに対し、このように早急に対応されたため、青少年の可能性も広がることと思いますので、大変うれしく思います。

◎教育長

それでは議案第23号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員で議案第23号は原案どおり可決します。

続いて、議案第24号について、事務局、説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第24号について、放課後児童健全育成、これは放課後児童クラブの事業実施要綱を改正するものです。

提案理由は、児童クラブの増設と、今年度から実施した利用者負担金の減免の対象世帯を拡充するものとなります。

次のページをお願いします。

第15条第5号において規定する減免要件について、これまではひとり親や就学援助世帯等、経済的な支援を必要とする世帯の、第2子以降を免除としていましたが、この要件を外し、全ての世帯の第2子以降の利用者負担金を免除とし、また第2子の数え方として、「18歳までの子が何人いるか」、としていたものを、19歳以上の子も含めて数えて、第2子以上であれば対象とするものです。これについては、来年度から厚生労働省の方針に関して、保育園の保育料等も含めて、世帯ごとの子の数え方を今までは18歳以下の子としていたものを22歳以下の子と変更することになっています。しかしながら宇和島市については22歳以下の子という要件をさらに拡充し、上の子は何歳でもOKとしたものです。

次のページをお願いします。別表第1の下から2番目、吉田児童クラブを増設するものです。これは、吉田児童クラブの利用者数が定員を越える規模となっていることと、また、令和7年度の小学校統合により、クラブ利用者のさらなる増加が見込まれますことから、令和6年度の時点から増設するものです。明倫や番城と同様の形態で現行の運営母体は変わらず、支援員を増加することとなります。

次ページは申請書様式の修正と、さらに次のページで、令和6年4月1日からの施行日と準備行為について定めるものです。

◎教育長

国の基準を超えて、宇和島市がより踏み込んで枠を広げるという方針が出された背景には、「選ばれるまちを目指していく」ということがあるのですね。

○生涯学習課長

はい。考え方としては、市長公約の一つである、その考え方に基づいたものです。

◎教育長

特に質問がないようであれば、採決に移りたいと思います。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員で議案第24号は原案どおり可決します。

続いて、議案第25号について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

資料97ページです。宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金審査会要綱を廃止する訓令です。提案理由のとおり、国選定になったため、これまでの宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金を廃止することに伴い、廃止するものです。なお、新設された宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱にかかる審査は、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存審議会で行います。

◎教育長

議案第25号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

◎教育長

それでは議案第25号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員で議案第 25 号は原案どおり可決します。
続きまして、次は非公開の案件の審議となります。

◎教育長

議案第 26 号を上程する。

<議案第 26 号>

宇和島市立公民館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第 27 号を上程する。

<議案第 27 号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第 28 号を上程する。

<議案第 28 号>

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。(1)伊達博物館改築事業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○伊達博物館長

伊達博物館改築事業の進捗状況について、説明します。

先月の定例会(2月26日)以降の進捗状況についてです。定例会の翌日2月27日に、3月議会本会議において、債務負担行為予算の補正について承認され、3月4日に建設工事の入札公告をしています。開札日は4月10日で落札されれば、仮契約となります。その後、請負契約議案を4月末から5月上旬ぐらいの臨時会で採決いただくよう、日程調整をしているところです。

また、展示製作業務についても、これは設計業者である丹青社と随意契約となりますが、これもあわせて臨時会にて、契約議案について採決いただくこととなります。

臨時会で契約議案が承認されましたら、本契約となり、建設工事は6月ごろの着工、令和7年10月末に竣工予定です。展示製作業務は、令和7年度末が工期となっており、新博物館の開館は、これまで通り、令和9年春を見込んでいるところです。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

一特に質問、意見等なし一

(5) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

ご意見等ありませんか。

○文化・スポーツ課長

チラシを配信している、第41回全日本大学選抜相撲宇和島大会のご案内をします。毎年4月29日に開催しています同大会について、一昨年までは、会場を闘牛場と

していましたが、昨年から総合体育館に変更して実施しました。

闘牛場に比べてコンディションも良く、評判もよかったということで、実行委員会で検討した結果、これからは総合体育館で実施するということになりました。

今年も選ばれた 12 校の大学、チラシに記載していますとおり、近畿大学・金沢学院大学・朝日大学・関西大学、ここまでが西日本の大学です。残りの 8 大学を東日本から選抜します。前年度の成績トップクラスの大学生が来ます。

今、大相撲で活躍している、出席が早かった力士は、ほぼ宇和島に来ています。

この機会に是非、目をつけていただき、これからプロの力士になる方々の応援をしていただけたらと思います。S 席（アリーナ席）2500 円、一般席（観覧席）2000 円となっています。ぜひお誘い合わせの上、ご見学いただければと思います。

◎教育長

近くで見ると、やはりすごく迫力あります。

他に何かございますでしょうか。

◎木下委員

吉田地区の保護者の方から要望がありましたので、お伝えします。

新しい統合小学校の図面等は、各学校にも配布されており、役員の方々は目にされているのですが、教室等がどのようになっているのかということが、就学前や低学年の保護者の方にはよく分からないということで、もう建物も建っていることもあり、そういったものが見られたらいいという声が出ていました。それも書面ではなく、スマホ等の IT 端末で見られるとありがたいとのことでした。

また、先日開かれた検討部会においても、新しい校歌、校章も決まっていますので、併せて曲や歌詞を載せていただけたらと思います。

全ての方に見せるというのは、セキュリティー等の様々な問題もあるかと思いますが、せめて新しい統合小学校に通われる保護者の方については、お子さんの端末を通じてでもいいかとは思いますが、見られるように検討していただけると大変ありがたいです。

保護者からそういう要望が出ていましたので、よろしくお願いします。

○教育総務課長

何らかの対応は検討したいと思います。

◎教育長

他にございますでしょうか。

次回の定例会の日程ですが、4月26日の金曜日を予定しています。

最後にこの3月をもって退職される森田文化・スポーツ課長に一言ご挨拶いただきたいと思います。

○文化・スポーツ課長

退職の挨拶を行う。

(6) 閉会宣言 (午後 5 時 10 分)

◎教育長

それでは以上もちまして、3 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。